

特定商取引法に基づく表記

販売業者	ヤックスドラッグ佐倉店
運営責任者	伊東 翔
所在地	〒285-0025 千葉県佐倉市鐺木町1168
TEL	043-485-1811
FAX	043-485-9889
メールアドレス	netdgs3@yacs.jp
URL	http://yacs.jp
商品代金以外の 必要料金	配送費(お買上額 税込3,000円未満の場合) 代引き手数料 324円
注文方法	注文フォームにて
支払方法	代引きまたは、クレジットカード(Visa / master / JCB / ダイナース / アメリカンエクスプレス / のマークの入っているクレジットカード)がご利用できます。 各決済機関の審査により、ご利用いただけない場合があります。あらかじめご了承ください。
支払期限	代引き：商品：お届け時となります。 クレジットカード：ご注文の際に代金決済を行い、 お支払日は会員様とカード会社の間で契約された支払日となります。
引き渡し時期	ご注文からお届けまでのお時間は商品の在庫状況や配達地域等によって若干異なりますが、 通常2日から5日ほどです。(土休日の場合は、翌営業日の発送になります) 時間帯指定サービスのお取り扱いは、1件のお届け先様で1個口20kg以内の個人様宛のお荷物に 限らせていただきます。※商品によりお届けまでに時間のかかるものがございます。 ※※一部商品で時間帯指定サービスが受けられない商品等がございます、予めご了承ください。 沖縄および離島部等一部の地域では、時間帯指定がご利用いただけない場合がございます。
返品・交換について	<ul style="list-style-type: none">●万が一、お届けした商品がご注文と異なっていたり、破損していた場合は無料で 交換致しますのでご連絡ください。送料は当社にて負担いたします。●お客様のご都合による返品は、商品到着後3日間以内に、ご連絡の上、下記商品返送先まで お送りください。 この場合の商品の返送料、お届け時の送料及び振込手数料等の実費はお客様負担とさせていただきます。 ご返金の場合は、商品受領後2週間以内に、お支払合計金額から送料などの経費を差引いた 商品本体代金をお客様の口座にお振り込みします。●次の場合は交換・返品をお受けできませんので、ご了承ください。 (1)商品到着後、利用者または利用者指定の送付先の使用により破損、または紛失した商品 (2)お届け後4日以上経過した商品●商品返送宛先 《住所》 〒285-0025 千葉県佐倉市鐺木町1168 ヤックスネットドラッグ 行

ヤックスドラッグ佐倉店

店舗販売業の管理及び運営に関する事項

実店舗の写真	 
許可の区分	店舗販売業
許可証の記載事項	開設者名 株式会社千葉薬品 開設者氏名 代表取締役 齋藤 昭生 店舗名称 ヤックスドラッグ佐倉店 所在地 千葉県佐倉市鍋木町1168 許可番号 印旛保 第0028号 有効期間 令和3年8月20日から令和9年8月19日
店舗の管理者の氏名	新井 茂(登録販売者)
勤務する登録販売者の氏名、担当業務等	新井 茂 長谷川 美幸 山中 あおい 遠畑 茉奈 今中 里美 三須 利恵子 【医薬品販売・陳列・保管・情報提供・相談】
取り扱う要指導医薬品および一般用医薬品区分	第二类医薬品(指定第二类医薬品)、第三類医薬品 ※最短使用期限について当店で販売する医薬品は、使用期限が最短でも1年以上のものを販売しております。
勤務する者の名札等による区別に関する説明	登録販売者:「医薬品登録販売者」の文字と「氏名」を記載した名札と短丈の白衣 登録販売者(研修中):「医薬品登録販売者」の文字と「研修中」「氏名」を記載した名札と短丈の白衣 その他の者:「氏名」を記載した名札とエプロン
通常の営業日及び営業時間、及び営業時間外で相談できる時間	営業日:年中無休 営業時間:午前9時00分から午後9時00分まで 営業時間外で相談できる時間:9時00分～17時00分 営業時間外で相談できる時間:なし
販売サイトの営業日及び営業時間、及び相談できる時間、及び営業時間外で注文のみの受付時間	営業日:月曜日から金曜日(祝、年末年始を除く) 営業時間:午前9時00分から午後5時00分まで 相談できる時間:9時00分～17時00分 営業時間外で注文のみを受付する時間:24時間 営業時間外で相談できる時間:なし
相談時および緊急時の電話番号その他連絡先	[医薬品、商品に関してのお問い合わせ] ヤックスNetドラッグ(ヤックスドラッグ佐倉店) 佐倉店 登録販売者:長谷川 TEL:043-485-1811(9:00～17:00/土日祝、年末年始を除く) ・E-mailアドレス netdgs3@yacs.jp [本社相談窓口] 株式会社 千葉薬品 お客様相談室 TEL:0120-044-089(平日9:00～18:00) [行政への連絡] 印旛健康福祉センター(保健所) TEL:043-483-1133(平日8:30～17:15)

要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項

<p>要指導医薬品、 一般用医薬品 の定義及び解説</p>	<p>1)要指導医薬品 ・一般用医薬品としてリスクが確立していない医薬品 ・毒性もしくは劇性が強い医薬品</p> <p>2)第1類医薬品 ・特にリスクが高い医薬品 ・副作用等が生じるおそれがあり、注意を要する医薬品</p> <p>3)指定第2類医薬品 ・第2類医薬品のうち、特に注意を要する医薬品成分を含んだ医薬品</p> <p>4)第2類医薬品 ・リスクが比較的高い医薬品 ・まれに副作用が生じるおそれがある医薬品</p> <p>5)第3類医薬品 ・リスクが比較的低い医薬品 ・身体の変調や不調を生じるおそれがある医薬品</p>				
<p>要指導医薬品 一般用医薬品の 表示に関する解説</p>	<p>医薬品パッケージ(外箱・外装)および添付文書にリスク区分を表示します。 表示方法は、印刷による表示、シール表示などがあります。</p> <p>1)要指導医薬品は、「要指導医薬品」と表示します</p> <p>2)第1類医薬品は、「第1類医薬品」と表示します</p> <p>3)指定第2類医薬品は「第2類医薬品」又は「第②類医薬品」と表示します</p> <p>4)第2類医薬品は、「第2類医薬品」と表示します</p> <p>5)第3類医薬品は、「第3類医薬品」と表示します</p>				
<p>要指導医薬品、 一般用医薬品の 情報提供および 指導についての解説</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="462 792 933 975"> <p>1)要指導医薬品 情報提供場所にて使用者本人に薬剤師が 確認ツールおよび書面を用いて行います。 薬剤師の判断により他剤推奨、受診勧奨 などの指導を行います。</p> </td> <td data-bbox="950 792 1547 975"> <p>3)指定第2類医薬品 薬剤師・登録販売者が積極的に情報提供に努めます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="462 975 933 1148"> <p>2)第1類医薬品 薬剤師が確認ツールおよび書面を用いて 情報提供します。 薬剤師の判断により受診勧奨などの指導 を行います。</p> </td> <td data-bbox="950 975 1547 1148"> <p>4)第2類医薬品 薬剤師・登録販売者が情報提供などに努めます (努力義務)。</p> <p>5)第3類医薬品 薬剤師・登録販売者が必要に応じて情報提供などに 努めます。</p> </td> </tr> </table>	<p>1)要指導医薬品 情報提供場所にて使用者本人に薬剤師が 確認ツールおよび書面を用いて行います。 薬剤師の判断により他剤推奨、受診勧奨 などの指導を行います。</p>	<p>3)指定第2類医薬品 薬剤師・登録販売者が積極的に情報提供に努めます。</p>	<p>2)第1類医薬品 薬剤師が確認ツールおよび書面を用いて 情報提供します。 薬剤師の判断により受診勧奨などの指導 を行います。</p>	<p>4)第2類医薬品 薬剤師・登録販売者が情報提供などに努めます (努力義務)。</p> <p>5)第3類医薬品 薬剤師・登録販売者が必要に応じて情報提供などに 努めます。</p>
<p>1)要指導医薬品 情報提供場所にて使用者本人に薬剤師が 確認ツールおよび書面を用いて行います。 薬剤師の判断により他剤推奨、受診勧奨 などの指導を行います。</p>	<p>3)指定第2類医薬品 薬剤師・登録販売者が積極的に情報提供に努めます。</p>				
<p>2)第1類医薬品 薬剤師が確認ツールおよび書面を用いて 情報提供します。 薬剤師の判断により受診勧奨などの指導 を行います。</p>	<p>4)第2類医薬品 薬剤師・登録販売者が情報提供などに努めます (努力義務)。</p> <p>5)第3類医薬品 薬剤師・登録販売者が必要に応じて情報提供などに 努めます。</p>				
<p>指定第2類医薬品の表示などに 関する解説および忌避の確認、 専門家へ相談を促す解説</p>	<p>1)指定第2類医薬品は商品名の右横に『指定第2類医薬品』を表示します。</p> <p>2)指定第2類医薬品は、使用上の注意の確認、登録販売者に相談するよう 商品ページ内に明記し、注意喚起を促し情報提供の機会を高めます。</p>				
<p>要指導医薬品および一般用医薬品 のサイト掲載に関する解説</p>	<p>要指導医薬品及び第1類医薬品は掲載しません</p>				
<p>一般用医薬品の陳列に 関する解説と販売サイト上の 表示の解説</p>	<p>リスク区分ごとに、混在させないようにして許可を受けた範囲に陳列します。 専門家が不在の場合には、医薬品売場を閉鎖します。</p> <p>・要指導医薬品、第1類医薬品:薬剤師が直接情報提供するため、お客様が直接手を触れない形で陳列します。</p> <p>・指定第2類医薬品:情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列します。</p> <p>・第2類医薬品、第3類医薬品:許可を受けた範囲に陳列します。</p> <p>なお、ネットショップサイト上ではリスク区分ごとに「指定第2類医薬品」、「第2類医薬品」、「第3類医薬品」と表示し、要指導医薬品及び第1類医薬品は販売いたしません。</p>				
<p>医薬品による 健康被害の救済 に関する解説</p>	<p>適正に使用したにもかかわらず、万が一、医薬品による健康被害を受けた 方は、「医薬品副作用被害救済制度」が受けられます。</p> <p>・窓口 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構</p> <p>・連絡先電話 0120-149-931(フリーダイヤル)</p> <p>・受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時</p> <p>・ホームページ https://www.pmda.go.jp/index.html</p>				
<p>個人情報の適正な取扱を確保 するための措置</p>	<p>販売にあたりお客様の同意を得た上で個人情報を取得します。取得した個人情報は関連する法令および 社内の規定・運用により安全に管理します。</p>				
<p>その他、必要な事項</p>	<p>1)登録販売者が不在時には許可を受けた医薬品の売り場を閉鎖します。 (閉鎖時の医薬品販売は法律で禁じられています)</p> <p>2)医薬品の正しい購入方法、正しい使用に努めて下さい。</p> <p>3)医薬品の「添付文書」は捨てず、医薬品がある間は保管し、必要に応じて確認できるようにして下さい。</p> <p>4)店舗で解決しない内容の苦情相談窓口は次のとおりです。 【行政の窓口】佐倉店 千葉県 印旛保健所 TEL 048-925-1551 【業界の窓口】お客様苦情相談センター(苦情相談窓口) TEL:045-474-4700 メールによる相談 otc-kujyou-soudan@yakken-ctr.jp</p>				